

(別紙1)

地域おこし協力隊募集及び体験プログラムコーディネート業務委託 基本仕様書

1. 業務の目的

本業務は、コロナ禍において進んだ社会の価値観の変化、地方への関心の高まりを「機会」として捉え、地域と融和し自身の活動によって化学反応を起こしてくれる熱意ある人材の一層の確保を図ることを目的として、都市部人材の地域おこし協力隊採用に向けたアプローチを強化するものである。

2. 業務の名称

「地域おこし協力隊募集及び体験プログラムコーディネート業務委託」とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日(水)までとする。

4. 履行場所

鷹栖町が指定する場所

5. 業務の対象(ターゲット)

鷹栖町として求める隊員像(人材)としては次のとおり。

外からの視点を生かしつつ、熱意と創意工夫を持って、地域と融和し化学反応を起こしてくれる人材。その人材(隊員)の活動から、地域で様々な展開が連鎖的に広がることで、地域全体の活力となることを期待する。

6. 業務の概要

本業務の対象(ターゲット)とする人材を確保するため、従来にはない、新たな募集アプローチを導入していくことを本事業のコンセプトとする。

具体的には、これまでの募集採用では通常、行政側が地域おこし協力隊員に活動を求める領域や業務ミッションを指定したうえで、その活動領域や業務内容に応じた人材のなかで採用選考をするという経過で進めてきた。こうした「行政発」の従来型の採用選考に加え、今後は外部人材である応募予定者の発想や視点、スキルをさらに生かすとともに、着任後の意欲や活動成果、定着率がより一層向上することが期待できる手法として、「応募予定者の企画提案発」の提案型募集選考アプローチを実現していきたいというものである。

例えば、「自分のスキルを生かして地域でこんな活動展開を実現したい」と応募予定者自身が鷹栖町へ企画提案、プレゼンテーションし、鷹栖町が共感しマッチングすれば、採用に進んでいくという内容等を想定。

以上のコンセプトをもとに、本業務を進めるにあたっての基本的な考え方は次のとおり。

- ・応募予定者が鷹栖町の地域性や特徴をよく理解でき、着任後の活動展開がイメージしやすくなる環境の構築を進めるとともに、積極的な企画提案への動機づけとなるような仕掛け、発信を行う。
- ・応募予定者が「自身のスキルを生かして鷹栖町で新たなチャレンジしたい」と感じるプロモーションを仕掛ける。
- ・「地域でこんな活動展開を実現したい」という応募予定者自身の企画提案を出発点とする、提案型募集アプローチの新たな仕組みづくりを進めることで、新たな発想による地域課題解決の推進や隊員着任後のやりがい向上を図る。

具体的には、以下の業務を委託する。

(1) 地域おこし協力隊募集コーディネーター

① プラットフォームとなるWEBサイトの構築

地域おこし協力隊募集のプラットフォームとなるWEBサイトの新規製作する。制作するサイトのコンテンツは、応募予定者が鷹栖町の地域性や特徴をよく理解したうえで、着任後の活動展開がイメージしやすくなるように工夫する。

鷹栖町と協議のうえ、受託者がサイト制作全般を担う。制作したサイトは、委託期間完了後においても、継続して鷹栖町において運営可能な仕組みとするように配慮すること。また、委託期間中におけるWEBサイトの運営、保守管理にかかる作業経費は、すべて本委託事業に含むものとする。(サーバーライセンス費、運用開始後の一部コンテンツの改善作業等を想定)

② 鷹栖町地域おこし協力隊募集プロモーション

例えば、WEB配信するショート動画やガイドブック等の広告媒体の製作、SNSを活用した広告配信など効果的な手法を用いて、応募予定者が「自身のスキルを生かしてチャレンジしたい」と感じるプロモーション活動を展開する。

プロモーションに係る経費は、すべて本委託事業に含むものとする。

(2) 体験プログラムコーディネーター

総務省が「おためし地域おこし協力隊」として推奨する制度を活用して、応募予定者が鷹栖町を実際に訪れ、町の資源と課題を肌で理解し、自身の活動内容を具現化し

てイメージするとともに、隊員としてどのような活動をしたいか(何を実現したいか)、課題解決策を鷹栖町へ提案する内容の、体験ツアープログラムを企画、募集、実施する。

体験ツアープログラムは2泊3日以上行程とし、2行程で計4～5名程度の参加を想定して企画するものとする。

企画内容は、鷹栖町と協議して受託者が企画することとし、「地域でこんな活動展開を実現したい」と応募予定者自身が企画提案することで、新たな発想による地域課題解決の推進や隊員着任後のやりがい向上に資する、新たな採用の仕組みづくりにつながる内容を意識すること。

企画募集、体験メニューの調整、参加者の引率、体験プログラムの実施など、体験ツアープログラムに関する経費は本委託事業に含むものとするが、参加者の現地までの往復に要する旅費及び宿泊費はこの限りではない。

7 成果品

委託業務の成果として、本業務における支援内容と成果をまとめた報告書を作成し提出すること。(電子データでの提出)

8 その他

- (1) 業務実施にあたっては、事前に鷹栖町の担当と十分に打合せを行い、円滑な業務遂行に努めること。
- (2) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し決定する。